

大津市立野外活動施設条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年5月17日提出

大津市長 越 直 美

大津市立野外活動施設条例の一部を改正する条例

大津市立野外活動施設条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

第1条中「図る」の次に「とともに、市民のスポーツ、レクリエーションの振興を図る」を加える。

第3条第1項中「又は天体観測施設」を「、天体観測施設、宿泊棟の宿泊室若しくは会議室又は人工登はん壁」に、「第5条」を「第9条」に改め、同条第2項第2号中「き損」を「毀損」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第4条の見出しを「(キャンプ場等の利用料金)」に改め、同条第1項中「者は」を「者（以下「使用者」という。）は」に、「利用料金」を「キャンプ場等の利用料金」に改め、同条第2項中「利用料金」を「キャンプ場等の利用料金」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第3項中「利用料金」を「キャンプ場等の利用料金及び附帯設備の利用料金」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 使用者は、宿泊棟の暖房器具その他規則で定める附帯設備を使用しようとするときは、その利用に係る料金（以下「附帯設備の利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

4 附帯設備の利用料金の額は、実費を勘案して規則で定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第9条を第13条とし、第5条から第8条までを4条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の4条を加える。

(宿泊棟の浴室の利用料金)

第5条 野外活動施設の宿泊棟の浴室(以下「浴室」という。)を利用しようとする者(宿泊棟の宿泊室に宿泊する者を除く。)は、その利用に係る料金(以下「浴室の利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 浴室の利用料金の額は、次の各号に掲げる浴室の区分に応じ、当該各号に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 浴室(大) 1人1回につき 430円

(2) 浴室(小) 1人1回につき 330円

3 浴室の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(浴室の利用の制限)

第6条 指定管理者は、浴室を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒否することができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 浴室の施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。

(3) 伝染性の病気にかかっていると認められるとき。

(4) 泥酔していると認められるとき。

(5) その他浴室の管理上支障があると認められるとき。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、キャンプ場等の利用料金、附帯設備の利用料金又は浴室の利用料金(次条において「利用料金」と総称する。)を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第8条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

1 キャンプ場、木工作等実習室及び天体観測施設の利用料金の上限額

(単位 1施設につき1人1回)

区 分	小学校(特別支援学校の小学部及び各種学校で小学校に準ずるものを含む。以下同じ。)就学の始期に達するまでの者(以下「乳幼児」という。)	小学生、中学生及び高校生(以下「小学生等」という。)	左記以外の者
市内に住所を有する者		210円	310円
市内に住所を有しない者	100円	310円	520円

備考

- この表中「1回」とは、3時間以内の使用をいう。ただし、キャンプ場にあつては、午後3時から翌日の午前10時まで又は午前10時から午後3時までの範囲内における使用をいう。
- この表中「小学生」とは小学校に在学する児童を、「中学生」とは中学校(中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び各種学校で中学校に準ずるものを含む。以下同じ。)に在学する生徒を、「高校生」とは高等学校(中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程、特別支援学校の高等部及び各種学校で高等学校に準ずるものを含む。以下同じ。)に在学する生徒をいう。

2 宿泊棟の宿泊室の利用料金の上限額

(単位 1人1泊につき)

区 分	乳幼児	小学生等	左記以外の者
市内に住所を有する者	690円	1,380円	2,190円
市内に住所を有しない者	1,040円	2,070円	3,290円

備考

- 乳幼児が宿泊する場合において、寝具を使用しないときは、この表の規定にかかわらず、無料とする。
- 宿泊室を昼間(午前11時から午後1時までをいう。)に使用する場合の利用料金の上限額は、この表の規定にかかわらず、小学生等にあつては350円(市内に住所を有しない者にあつては、530円)、小学生等以外の者(乳幼児を除く。)にあつては450円(市

内に住所を有しない者にあつては、680円)とする。

3 宿泊棟の会議室の利用料金の上限額

区 分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
市内に住所を有する者	1,380円	1,380円	1,850円
市内に住所を有しない者	2,070円	2,070円	2,780円

備考 宿泊棟の宿泊室に宿泊する者が会議室を使用する場合は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

4 人工登はん壁の利用料金の上限額

(1) 専用使用

区 分		使用時間及び金額		
		午 前	午 後	
		午前8時30分 から午後0時30分 まで	午後1時から 午後5時まで	
入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合	小学校、中学校、高等学校又はこれらに関係のある団体(以下「小学校等」という。)が小学生等を対象に使用する場合	1,830円	2,980円	
	営利を目的としない団体(小学校等を除く。以下同じ。)が使用する場合	3,680円	5,960円	
	営利を目的とする団体が使用する場合	12,600円	19,400円	
入場料等を徴収する場合	小学校等が小学生等を対象に使用する場合	3,680円	5,960円	
	営利を目的としない団体が使用する場合	7,330円	11,300円	
	営利を目的とする団体が使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	18,300円	29,800円
		入場料等が1,000円を超える場合	36,800円	59,600円

備考

- 1 県内（市内を除く。）に住所又は主たる事務所を有するものが使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5割に相当する額（この額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。）を加算した額とする。
- 2 県外に住所又は主たる事務所を有するものが使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の10割に相当する額を加算した額とする。
- 3 使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（この額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。）を加算した額とする。
 - (1) 午前8時30分以前の使用の場合 使用時間30分につきこの表の午前の欄に定める額を8で除して得た額
 - (2) 午後0時30分から午後1時までの使用の場合（午前の使用時間の区分を使用したものが午後の使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。） この表の午後の欄に定める額を8で除して得た額
 - (3) 午後5時以降の使用の場合 使用時間30分につきこの表の午後の欄に定める額を8で除して得た額
- 4 営利を目的とする団体が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額（前3項の適用を受ける場合にあっては、これらの規定により加算した額）の5割に相当する額（この額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。）を加算した額とする。

(2) 個人使用

(単位 1人1日につき)

区 分	小学生及び中学生	高校生	左記以外の者
市内に住所を有する者	450円	680円	1,030円
県内（市内を除く。）に住所を有する者	680円	1,020円	1,550円
県外に住所を有する者	900円	1,360円	2,060円

備考 この表中「小学生」とは小学校に在学する児童を、「中学生」とは中学校に在学する生徒を、「高校生」とは高等学校に在学する生徒をいう。

附 則

- 1 この条例は、平成25年6月4日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市立野外活動施設条例の規定に基づく指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 88 号

専決処分の承認について

大津市市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求める。

平成 25 年 5 月 17 日提出

大津市長 越 直 美

専決処分した理由

地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 107 号）が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、それぞれその一部が同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、大津市市税条例（昭和 34 年条例第 1 号）の一部を改正する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同年 3 月 30 日に専決処分した。

専決第9号

大津市市税条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市市税条例の一部を改正する条例

大津市市税条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第57条第5項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第140条第4項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附則第10条の2の見出し中「第10項」を「第9項」に改め、同条第2項中「附則第15条第10項」を「附則第15条第9項」に改める。

附則第21条第1項中「第14項、第18項、第19項、第21項、第23項、第25項、第26項、第28項若しくは第36項」を「第12項、第16項、第17項、第19項、第21項、第23項、第24項、第26項若しくは第33項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の大津市市税条例（以下「新条例」という。）の規

定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成25年4月1日前に地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

（都市計画税に関する経過措置）

- 第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。